❸ 国選付添人制度対象事件の拡大

少年法には、当初、国選付添人制度は存在しなかったが、2000 年の少年法改正で初めて導入され、殺人、傷害致死、強盗などの一定の重大事件について、非行事実に争いがあり、検察官が関与する場合に限り国選付添人が選任されることとなった。その後、2007 年の改正で、検察官が関与しない場合でも、少年鑑別所に収容された少年について家庭裁判所が必要と認めた場合には、国選付添人を選任できる制度が導入された（裁量的国選付添人制度）。しかし、その対象事件は、依然として重大事件に限定されていたため、その選任件数は、2013 年でわずか 320 人であり、少年鑑別所に収容された少年（9,196 人）の 3.5% に過ぎなかった。

2009 年 5 月から被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大され、少年である被疑者についても、例えば窃盗や傷害などの事件について、被疑者段階では国選弁護人が選任されるようになっていたが、国選付添人制度の対象事件は拡大されなかったため、少年事件の被疑者国選弁護人は、事件が家庭裁判所に送致された後に国選付添人に選任されず、継続した活動ができないという事態が生じていた。

そこで、日弁連を中心に、国選付添人制度対象事件の拡大を求める運動を行ってきた結果、少年法が改正され、2014 年 6 月から、国選付添人制度の対象事件も、被疑者国選弁護制度の対象事件と同一範囲まで拡大された。その結果、2014 年の国選付添人数は 1,692 人で、2018 年の国選付添人数は 3,390 人、少年鑑別所に収容された少年（5,345 人）の 63.4% まで増加している。しかしながら、今回の拡大の対象にならなかった「ぐ犯」事件（犯罪を犯すおそれがあるとして家庭裁判所に送致された事件）なども少年院送致決定を受ける割合が高く、弁護士付添人の援助を受ける必要性は高い。日弁連は、これを含め、少年鑑別所に収容された少年の事件全てを対象とする「全面的国選付添人制度」の実現を求めている。

資料2-1-3-6　国選付添人対象事件の範囲

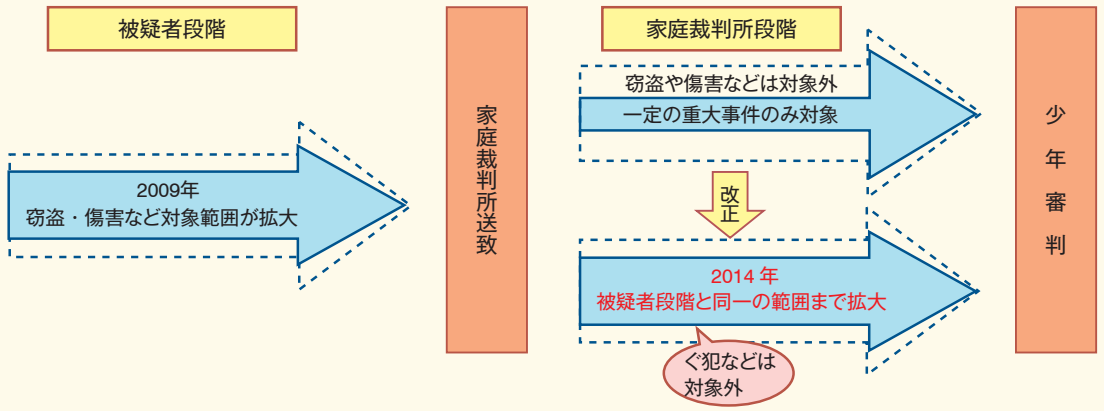

資料2-1-3-7　観護措置決定を受けた少年のうち少年院送致決定となった少年の非行別割合（2018 年）

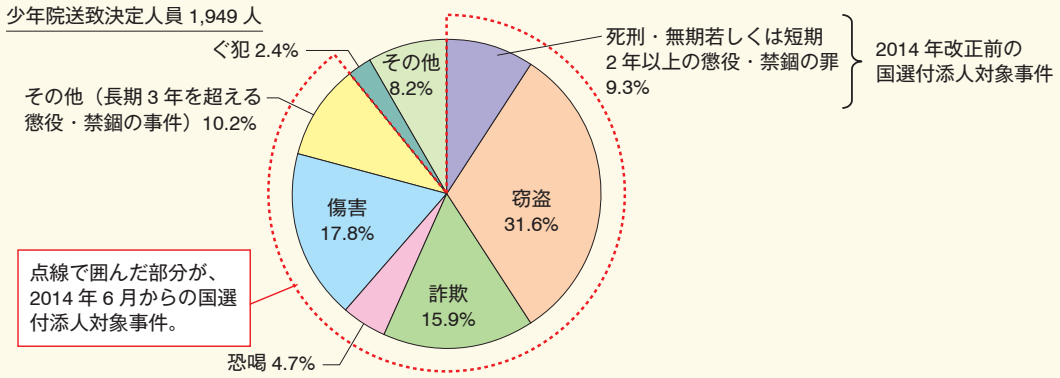

【注】1. 『平成 30 年司法統計年報（少年編）』「一般保護事件の終局総人員－観護措置の有無及び終局決定別非行別－全家庭裁判所」をもとに、日弁連が作成したもの。
2. 表示未満を四捨五入しているため、百分率の合計が 100% と一致しない場合がある。